

教育予算の拡充を求める意見書

2011年度政府予算の成立によって、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な改正義務標準法が施行されることとなった。今回の義務標準法改正条文の附則には、公立の小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次に改定することと、その他の措置を講ずることについて検討を行うことが求められており、それらに必要な安定した財源の確保に努めることも明記されている。このことから、今後、全学年における35人以下学級を早急に、着実に実行することは、国としての大きな責務であると考えます。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、どのような環境に育っていても、一定水準の教育を受けられるという、「教育の機会均等」は憲法・教育基本法にも謳われた自明の権利である。しかしながら、我が国のGDPに占める教育費公財政支出の割合は、OECD加盟国（データのある31ヶ国）の中において最下位であり、教育に対する公財政支出が国際的にも低いと言わざるを得ない。地方自治体財政においても、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、多くの地方自治体が財政的な圧迫・制約を受け、自治体間格差の広がりが懸念されていることは言うまでもない。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があることから、下記の事項について強く要望する。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年6月20日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
衆議院議長	伊	吹	文	明	様
参議院議長	山	崎	正	昭	様
総務大臣	新	藤	義	孝	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
文部科学大臣	下	村	博	文	様